

市税等Web口座振替受付サービスを開始します

— 全国で2例目のサービス —

● お問い合わせ先／市納税課管理係 ☎26-5720

6月1日(日)から、インターネットを利用して市税と国保税の口座振替の申し込みができる「市税等Web口座振替受付サービス」を開始します。このサービスは本市が全国の自治体では2例目の実施となり、インターネット環境のあるパソコン、タブレット端末、スマートフォン、携帯電話から申し込み(新規・変更)ができます。一度の申し込み手続きで、その後は納期ごとに銀行口座から自動的に引き落とされます。納め忘れがなく便利で確実な口座振替をこの機会にぜひご利用ください。

申し込み手続きはとても簡単

一件の申し込みに対して、約5分で完了します(通信状況によって異なります)。

- ①市ホームページから専用サイトにアクセスし、口座振替を希望する税目を選択します
- ②申込者の情報(氏名、整理番号など)を入力します
- ③口座の情報(口座番号、振替情報など)を入力します
- ④表示された申し込み内容の確認画面を印刷あるいは画面コピーするなどして保管してください

◆注意事項

- 口座振替を希望する納税義務者や税目などが複数ある場合は、申し込みを複数回行ってください
- このサービスは、市ホームページを離れ、地銀ネットワークサービスおよびシステム関連会社が提供するセキュリティに保護された専用サイトを利用します
- その他の金融機関から口座振替を希望される場合は、これまでと同様に金融機関に備え付けの口座振替依頼書で手続きをお願いします

国民健康保険税の限度額・軽減判定基準が改正されました

● お問い合わせ先／〔課税の内容〕市税務課税制係 ☎26-5711

〔制度全般〕市国保年金課国保係 ☎26-5727

本市の平成26年度国民健康保険税(以下「国保税」)の税率は据え置きましたが、課税限度額および軽減判定基準は国保運営協議会、市議会4月臨時会での審議を経て、次の通り改正されました。

課税限度額の改正

国保税は一世帯当たりの課税の上限額である課税限度額が医療分・後期高齢者支援金等分・介護分それぞれに設定されています。今回、地方税法が改正されたことに伴い、後期高齢者支援金等分、介護分を左表の通り改正しました。

課税限度額	改正前	改正後
医療分	51万円	51万円 (変更なし)
後期高齢者支援金等分	14万円	16万円
介護分	12万円	14万円
合計	77万円	81万円

軽減判定基準の改正

前年の所得が一定額以下の場合に均等割と平等割が軽減されますが、5割・2割軽減の判定基準を左表の通り改正しました。

国保税の軽減判定基準

軽減割合 (均等割および平等割)	軽減判定対象所得	
	改正前	改正後
7割軽減	330,000円以下の世帯	330,000円以下の世帯(変更なし)
5割軽減	330,000円+(245,000円×世帯主を除く被保険者数と世帯主を除く特定同一世帯所属者数)以下の世帯	330,000円+(245,000円×被保険者数と特定同一世帯所属者数)以下の世帯 ◆单身世帯にも適用。
	330,000円+(350,000円×特定同一世帯所属者数を含む被保険者数)以下の世帯	330,000円+(450,000円×特定同一世帯所属者数を含む被保険者数)以下の世帯

特定同一世帯所属者／国保から後期高齢者医療制度へ移行した方
軽減判定対象所得／世帯主と国保加入者および特定同一世帯所属者の前年所得の合計額
◆軽減額の判定では、譲渡所得に係る特別控除、事業専従者控除の適用を受けることができません。

◆国保税の計算方法や軽減制度などの具体的な内容は、今後の市広報などでお知らせします。

軽自動車税の納付はお早めに

●お問い合わせ／**〔原動機付自転車、小型特殊自動車の変更など〕**市民課住民係 ☎26-5723、各総合支所地域振興課
〔課税の内容〕市税務課税制係 ☎26-5711 **〔納税の相談〕**市納税課納税係 ☎26-5719

平成26年度軽自動車税 納税通知書を発送しました

軽自動車税は4月1日現在、原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車および軽自動車を持つ人に課税されます。

納期限は6月2日(月) 1年分を1回で納付

軽自動車税は月割り課税ではありませんので、4月2日以降に名義変更や廃車の手続きをしても税額が減額されることはありません。

変更などの手続き

軽自動車の新規登録はもちろん、名義変更、車体変更、廃車などの異動があった場合は、それぞれ手続きが必要です。人に譲ったり、盗難にあったり、スクラップにしたりした後も名義変更や廃車の手続きをしないと、所有者であった方に毎年軽自動車税が課税されます。

また農耕作業用自動車（農耕トラクター、自脱型コンバインな

ど）も軽自動車税の課税対象であり、諸手続きも同様に必要です。

〔市役所での手続き〕

軽自動車などの種類	諸手続きの受付窓口
原動機付自転車 小型特殊自動車	市役所1階市民課 ☎26-5723 各総合支所地域振興課

市役所で受け付けする右表の手続きには、次のものがが必要です。

新規登録／所有者の印鑑、**車体**を特定できる資料

車体変更／所有者の印鑑、旧車体の標識交付証明書、新車体の車体を特定できる資料

名義変更／新・旧所有者の印鑑、標識交付証明書または車体を特定できる資料

廃車／所有者の印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書または車体を特定できる資料

※1 車体を特定できる資料／標識交付証明書、車台番号などを記載した書面（販売店印のあるもの）、販売証明書、自賠責保険証書、車台番号の石摺（いしずり）廃車証明書など

〔その他の手続き〕

軽自動車などの種類	諸手続きの受付窓口
二輪の軽自動車 (125ccを超え250cc以下)	全国軽自動車協会連合会山形県事務取扱所庄内支所(三川町) ☎0235-680611
二輪の小型自動車 (250ccを超える)	東北運輸局山形運輸支局庄内自動車検査登録事務所(三川町) ☎05055402014
軽自動車 (二輪を除く)	軽自動車検査協会山形事務所庄内支所(三川町) ☎0235-6801350

◆右表の手続きは、山形県民用自動車協会酒田支部（日の出町一丁目）☎24-3367でも代行しています（代行手数料が別途必要）。

軽自動車税の減免制度

身体障がい者が所有する軽自動車などに関して、一定の要件に該当する場合、軽自動車税が減免されます。新たに税の減免を受けようとする方は、5月26日(月)まで市税務課または各総合支所地域振興課へ申請してください。

すでに減免申請済の場合または昨年度からすでに減免を受けている場合は、申請内容に変更がなければ改めて申請する必要はありません。普通自動車の減免を受けたい方は、軽自動車税の減免を受けられなくなりますので減免消滅の届け出をしてください。

必要なもの／印鑑、身体障害者手帳など、運転免許証、車検証

納付1か月以内の納税証明書の 交付申請について

コンビニエンスストアや金融機関などで支払った場合や口座振替などの納税確認は、最長2週間から3週間かかる場合があります。車検用の納税証明書の交付を市民課および各総合支所で申請する場合は、納付が確認できるものと車検証を持参してください。

口座振替を利用の方には、6月中旬に納税証明書を郵送します。

※2 納付が確認できるもの／記帳がされた通帳や領収書など